

貝塚市地域防災計画 新旧対照表（案）

令和7年度修正

貝塚市防災会議

項	現 行	改正後（案）
p1	<p>〔総則〕</p> <p>第1節 目的等</p> <p>第3 防災の基本方針</p> <p>災害対策にあたっては、・・・（中略）・・・を進めていかなければならぬ。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>	<p>〔総則〕</p> <p>第1節 目的等</p> <p>第3 防災の基本方針</p> <p>災害対策にあたっては、・・・（中略）・・・を進めていかなければならぬ。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>
p3	<p>〔総則〕</p> <p>第3節 災害の想定</p> <p>第1 災害想定</p> <p>この計画の作成にあたっては、・・・（中略）・・・考慮するものとする。</p> <p>1 地震災害 2 津波災害 3 台風及び集中豪雨等による風水害 4 その他の災害〔大規模な林野火災等・危険物等災害・原子力災害・海上災害〕</p>	<p>〔総則〕</p> <p>第3節 災害の想定</p> <p>第1 災害想定</p> <p>この計画の作成にあたっては、・・・（中略）・・・考慮するものとする。</p> <p>1 地震災害 <u>（南海トラフ地震臨時情報発表時を含む）</u> 2 津波災害 3 台風及び集中豪雨等による風水害 4 その他の災害〔大規模な林野火災等・危険物等災害・原子力災害・海上災害〕</p>
p4	<p>〔総則〕</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 貝塚市 (1) 危機管理部 ・防災対策の総合調整に関すること。 (中略) ・自衛隊との連絡、調整に関すること。</p>	<p>〔総則〕</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 貝塚市 (1) 危機管理部 ・防災対策の総合調整に関すること。 (中略) ・自衛隊との連絡、調整に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府・他市町村との連絡、調整、相互応援に関すること。 ・(新設) ・防災行政無線に関すること。 (中略) ・避難対策に関すること。 ・(新設) (以下、略) <p>(2) 総合政策部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新設) ・大阪府・国への緊急要望に関すること。 ・災害復興計画に関すること。 ・災害予算の編成に関すること。 ・商工業者の被害調査、雇用及び就労対策に関すること。 ・広報公聴活動に関すること。 ・報道関係機関との連絡に関すること。 <p>(3) 総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の防災対策及び被害調査の総括並びに応急復旧に関すること。 ・市有建築物の二次災害の防止に関すること。 ・車両の確保及び一括管理に関すること。 <p>(以下、略)</p> <p>(7) 都市整備部（農業委員会事務局を含む。）</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅等復旧計画に関すること。 <p>(以下、略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府・他市町村との連絡、調整、相互応援に関すること。 ・受援に関すること。 ・防災行政無線に関すること。 (中略) ・避難対策に関すること。 ・応急仮設住宅等に関すること。 (以下、略) <p>(2) 総合政策部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有建築物の二次災害の防止に関すること。 ・大阪府・国への緊急要望に関すること。 ・災害復興計画に関すること。 ・災害予算の編成に関すること。 ・商工業者の被害調査、雇用及び就労対策に関すること。 ・広報公聴活動に関すること。 ・報道関係機関との連絡に関すること。 <p>(3) 総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の防災対策及び被害調査の総括並びに応急復旧に関すること。 ・車両の確保及び一括管理に関すること。 <p>(以下、略)</p> <p>(7) 都市整備部（農業委員会事務局を含む。）</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅等に関すること。 <p>(以下、略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p>
p5		
p7		

	<p>(2) 大阪管区気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>観測施設等の整備に関すること。</u> ・ <u>防災知識の普及・啓発に関すること。</u> ・ <u>災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。</u> ・ <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</u> ・ <u>府や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</u> 	<p>(2) 大阪管区気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</u> ・ <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</u> ・ <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</u> ・ <u>市や大阪府が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</u> ・ <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</u>
p17	<p>[災害予防対策]</p> <p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第1節 総合防災体制の整備</p> <p>第2 防災拠点機能等の確保及び充実</p> <p>市及び大阪府をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。</p>	<p>[災害予防対策]</p> <p>第1章 災体制の整備</p> <p>第1節 総合防災体制の整備</p> <p>第2 防災拠点機能等の確保及び充実</p> <p>市及び大阪府をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。<u>また、必要に応じて合同宿舎(※)の空室を備蓄品の保管場所として活用する。（※国有財産法第22条）</u></p>
p18	<p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第1節 総合防災体制の整備</p> <p>第4 防災訓練の実施</p> <p>市をはじめ防災関係機関は、・・・（中略）・・・訓練を行う。さらに、大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるとともに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対</p>	<p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第1節 総合防災体制の整備</p> <p>第4 防災訓練の実施</p> <p>市をはじめ防災関係機関は、・・・（中略）・・・訓練を行う。さらに、大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるとともに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避</p>

	<p>応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。</p> <p>(以下、略)</p>	
p19	<p>第5 広域防災体制の整備</p> <p>市をはじめ防災関係機関は、平常時から大規模災害も視野に入れ、訓練等を通じて、・・・(以下、略)</p>	<p>難所開設・運営訓練も実施する。</p> <p>(以下、略)</p>
p21	<p>第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策</p> <p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>市及び大阪府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>第5 広域防災体制の整備</p> <p>市をはじめ防災関係機関は、平常時から大規模災害も視野に入れ、訓練等を通じて、・・・(以下、略)</p> <p>第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策</p> <p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>市及び大阪府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、各業務担当部署における受援担当者の選定、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p>
p22	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(3) 応援職員の環境整備・装備の充実</u></p> <p><u>市及び大阪府は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等の受け入れを事前に準備するにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮するものとする。</u></p> <p><u>ア 応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストの作成</u></p> <p><u>イ 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保</u></p> <p><u>ウ テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保</u></p>

	<p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第2節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>第1 災害情報収集伝達システムの整備</p> <p>1 防災情報システムの充実・整備</p> <p>市は、通信施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、大阪府と連携して整備した防災情報システムの適正な運用により、観測情報や被害情報の収集伝達等の初動活動に支障をきたさないように努める。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第2節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>第1 災害情報収集伝達システムの整備</p> <p>1 防災情報システムの充実・整備</p> <p>市は、通信施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、大阪府と連携して整備した防災情報システムの適正な運用や、無人航空機等も利用して情報収集を行うなど、観測情報や被害情報の収集伝達等の初動活動に支障をきたさないように努める。</p> <p>(以下、略)</p>
	<p>第2 情報収集伝達体制の強化</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>1 市をはじめ防災関係機関は、・・・(以下、略)</u></p> <p><u>2 市は、災害時に大阪府との・・・(以下、略)</u></p> <p><u>3 市は、夜間及び休日においては・・・(以下、略)</u></p>	<p>第2 情報収集伝達体制の強化</p> <p><u>1 国、公共機関、大阪府及び市の間で情報の共有化を図られるよう、国は各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、国は、本システムを中心とした災害情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の構築を図るものとする。</u></p> <p><u>2 市をはじめ・・・(以下、略)</u></p> <p><u>3 市は、災害時に大阪府との・・・(以下、略)</u></p> <p><u>4 市は、夜間及び休日・・・(以下、略)</u></p>
	<p>第3 災害広報体制の整備</p> <p>1 広報体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任する。</p> <p>(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目を整理する。</p> <p>(3) 広報文案を事前に準備する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 要配慮者に配慮した、多様できめ細かな広報手段を確保する。</p>	<p>第3 災害広報体制の整備</p> <p>1 広報体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害時情報の一元化のため、事前に災害広報責任者を選任</p> <p>(2) 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報に係る項目の整理</p> <p>(3) 広報文案の事前準備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報等手段の確保</p>

		<p><u>特に、市及び大阪府は、障害者に関し、障害の種類及び程度に応じて防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができる</u>ようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。併せて、障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
p26	<p>第1章 防災体制の整備 第3節 消火・救助・救急体制の整備 1 消防力の充実 (4) 消防団の活性化 <u>地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。</u> ア 体制整備 <u>人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への参加促進、待遇の改善、消防団協力事業所表示制度など、様々な手法により組織強化に努める。</u> イ 消防施設及び装備の強化 <u>消防団器具庫の耐震化、消防車両・可搬消防ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団器具庫については、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、消防団器具庫の整備・維持に努める。</u> ウ 消防団員の教育訓練 消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るととも</p>	<p>第1章 防災体制の整備 第3節 消火・救助・救急体制の整備 1 消防力の充実 (4) 消防団の<u>充実強化</u> <u>地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化を図るため、体制整備や資機材の整備等に努める。</u> ア 体制整備 <u>青年層・女性層をはじめとした団員の入団促進や若手、女性リーダーの育成、待遇の改善に努める。</u> イ 消防施設及び装備の強化 <u>大規模災害等に備え、消防団器具庫の耐震化、消防車両・可搬消防ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備、拠点施設である消防団詰所の充実強化に努める。</u> ウ 消防団員の教育訓練 消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るととも</p>

p27	<p>に、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>エ</u> 津波発災時の消防団員の安全確保対策 (略) <u>オ</u> 自主防災組織との連携強化 (略)</p>	<p>に、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等の徹底、必要な資格の取得等の教育訓練を実施する。</p> <p><u>エ</u> 地域との交流 <u>地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持つて活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u></p> <p><u>オ</u> 津波発災時の消防団員の安全確保対策 (略) <u>カ</u> 自主防災組織との連携強化 (略)</p>
p28	<p>第1章 防災体制の整備 第4節 災害時医療体制の整備 第2 医療情報の収集・伝達体制の整備 (略)</p> <p>1 広域災害・救急医療情報システムの整備 市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。</p>	<p>第1章 防災体制の整備 第4節 災害時医療体制の整備 第2 医療情報の収集・伝達体制の整備 (略)</p> <p>1 広域災害・救急医療情報システムの整備 市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、<u>多重化、多様化による</u>非常用通信手段の確保に努める。</p>
p29	<p>第3 現地医療体制の整備 市、大阪府及び医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。</p> <p>1 医療救護班の種類と編成 市、大阪府及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別での医療救護班の構成に努める。</p> <p>2 医療救護班の編成基準 市は、医療救護班の編成数、構成等について定めておく。</p>	<p>第3 現地医療体制の整備 市、大阪府及び医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。</p> <p>1 医療救護班の種類と編成 市、大阪府及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別での医療救護班の構成に努める。</p> <p>2 医療救護班の編成基準 市は、医療救護班の編成数、構成等について定めておく。 <u>大阪府は、市で対応できない場合に、必要な医療救護班を編成し派遣できるよう準備する。</u></p>

p30	<p>第5 医薬品等の確保体制の整備</p> <p>市は、自ら備蓄すべき医薬品等の品目、数量等を定める<u>とともに</u>、貝塚市薬剤師会・医療関係機関と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第5 医薬品等の確保体制の整備</p> <p>市は、自ら備蓄すべき医薬品等の品目、数量等を定める。<u>また、大阪府とともに、災害時における医薬品の確保が円滑に行えるよう、平常時から災害薬事コーディネーターである薬剤師などの助言により、必要な医療関係機関、貝塚市薬剤師会等の医薬品等関係団体、薬局等との連携・連絡体制を整え、これらの機関・団体等</u>と協力し、医薬品、医療用資器材、<u>輸血用血液等</u>の確保体制を整備する。</p> <p>第10 災害医療機関等の施設整備</p> <p><u>大阪府は、災害医療機関をはじめとした医療機関の耐震化、自家発電設備の整備、浸水対策などの施設整備を促進する。</u></p>
p32	<p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第5節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 航空輸送体制の整備</p> <p>1 市は、負傷者や物資等の輸送に際して陸上輸送の補完及び広域応援を受け入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、大阪府に報告する。</p> <p>2 市及び大阪府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速<u>且つ</u>正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。</p> <p>第3 水上輸送体制の整備</p> <p>1 港湾管理者は、堺泉北港及び阪南港において必要な岸壁の耐震化を<u>促進</u>するとともに、災害時の物流拠点として必要な施設の整備に努める。また、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。</p>	<p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第5節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 航空輸送体制の整備</p> <p>1 市は、負傷者や物資等の輸送に際して陸上輸送の補完及び広域応援を受け入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、大阪府に報告する。</p> <p>2 市及び大阪府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速<u>かつ</u>正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。</p> <p>第3 水上輸送体制の整備</p> <p>1 港湾管理者は、堺泉北港及び阪南港において必要な岸壁の耐震化を<u>推進</u>するとともに、災害時の物流拠点として必要な施設の整備に努める。また、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。</p>
p33	<p>第4 輸送手段の確保</p> <p>市は、・・・（中略）・・・、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両等事前届出」を行<u>う</u>など、民間事業者との連携等、輸送手段の確保</p>	<p>第4 輸送手段の確保</p> <p>市は、・・・（中略）・・・、あらかじめ輸送協定を締結し緊急通行車両等<u>確認申出</u>を行<u>い</u>、緊急通行車両確認標章等の交付を受けるなど、民間</p>

p33	<p>に努める。</p> <p>第5 交通規制体制の整備</p> <p>1 緊急通行車両等の事前届出</p> <p>市は、災害時において緊急通行車両等として使用する計画のある車両について、大阪府公安委員会（貝塚警察署）に、緊急通行車両であることの確認の申し出を行う。・・・（以下、略）</p>	<p>事業者との連携等、輸送手段の確保に努める。</p> <p>第5 交通規制体制の整備</p> <p>1 緊急通行車両等の確認申出等</p> <p>市は、災害時において緊急通行車両等として使用する計画のある車両について、緊急輸送体制の整備を図るため、大阪府公安委員会（貝塚警察署）に緊急通行車両であることの確認の申し出を行い、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受ける。・・・（以下、略）</p>
p37	<p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第6節 避難受入れ体制の整備</p> <p>第3 指定避難所等の指定・整備</p> <p>市は、・・・（中略）・・・を指定する。（法第49条の7）</p> <p>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>市は、避難者等の・・・（中略）・・・受入れの確保を図る。</p> <p>また、・・・（中略）・・・の整備に努める。</p> <p>さらに、平常時から指定避難所の場所や受入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p>	<p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第6節 避難受入れ体制の整備</p> <p>第3 指定避難所等の指定・整備</p> <p>市は、・・・（中略）・・・を指定する。（法第49条の7）</p> <p>その際、感染症対策等を踏まえ、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>市は、避難者等の・・・（中略）・・・受入れの確保を図る。</p> <p>また、・・・（中略）・・・の整備に努める。</p> <p>さらに、平常時から指定避難所の場所や受入れ人数、家庭動物の受け入れ方法等についての住民への周知徹底や、また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p>
p38	<p>1 指定避難所の指定</p> <p>(4) 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携するとともに、必要な場合には、ホテル・旅館等</p>	<p>1 指定避難所の指定</p> <p>(4) 市は、指定避難所において、各施設管理者との連携を図り、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資</p>

	<p><u>の活用を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、</u>避難者による災害情報の入手に資する情報収集機器等の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。<u>また、</u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(追記、項目、記述内容の組み換え)</u></p>	<p>する情報収集機器等の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。<u>さらに、</u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。<u>加えて、指定避難所における良好な生活環境を確保するため、男女のニーズの違い等、男女双方の視点を考慮の上、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努める。</u></p> <p><u>なお、</u>感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p><u>大阪府は、飲料水や空気環境、トイレの衛生等の環境衛生対策をまとめたガイドを市町村に周知・啓発し、生活環境の確保に必要な知識、対策の普及に努めるものとする。</u></p>
p38	<p>(5) 保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市の防災担当部局と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p>	<p>(5) 保健所は、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生における</u>自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から、市の防災担当部局と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p> <p><u>なお、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p>
p39	<p>3 要配慮者に配慮した施設整備等 市は、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所にお</p>	<p>3 要配慮者に配慮した施設整備等 市は、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進めるとともに、<u>市の管理する施設や合同宿舎(※)、民間福祉</u></p>

p40	<p>ける介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、大阪府と連携し必要な人員の確保に努める。</p> <p>第4 避難者の受入れ</p> <p>市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、受け入れる方策についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>施設等の実質的に福祉避難所として使用可能な施設の確保に努める。</u> <u>(※国有財産法第22条)</u></p> <p>また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、大阪府と連携し必要な人員の確保に努める。</p> <p>第4 避難者の受入れ</p> <p>市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、受け入れる方策についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。<u>また、家庭動物と同行避難した避難者についても、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握を行い、家庭動物の受け入れ要領等の作成に努める。</u></p> <p>第5 避難者の状況把握に向けた準備</p> <p><u>市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>第6 在宅避難等</p> <p><u>1 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、協定等により、車中泊避難を行うためのスペー</u></p>
-----	---	--

		<p><u>スを確保、設置する等、地域の実情に応じた車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>												
	第5 避難指示等の事前準備～第11 罹災証明書の発行体制の整備	第7 避難指示等の事前準備～第13 罹災証明書の発行体制の整備												
p45	<p>第1章 防災体制の整備 第7節 緊急物資確保体制の整備</p> <p>市は、大阪府との連携のもとに災害による家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する<u>ものとする</u>。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。<u>また、</u>物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p>	<p>第1章 防災体制の整備 第7節 緊急物資確保体制の整備</p> <p>市は、大阪府との連携のもとに災害による家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が<u>平常</u>時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。<u>さらに、</u>物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p><u>なお、市は、東日本大震災等において、多数の孤立集落や孤立地区が発生したことを踏まえ、指定された避難場所等での備蓄品保管場所の確保や、孤立化の恐れのある地域等に対する物資備蓄などの救援体制の整備に努める。</u></p>												
p45	<p>第2 食料・生活必需品の確保</p> <p>1 重要物資の備蓄</p> <table border="1"> <tr> <td>高齢者用食</td><td>上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率) を高齢者食とする。</td></tr> <tr> <td>..</td><td>..</td></tr> <tr> <td>マスク</td><td>避難所避難者数</td></tr> </table> <p>※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋 《資料編 2-17 大阪府地震被害想定に基づく物資の備蓄目標》</p>	高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率) を高齢者食とする。	マスク	避難所避難者数	<p>第2 食料・生活必需品の確保</p> <p>1 重要物資の備蓄</p> <table border="1"> <tr> <td>高齢者食</td><td>上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率) <u>(注)</u> を高齢者食とする。</td></tr> <tr> <td>..</td><td>..</td></tr> <tr> <td>マスク</td><td>避難所避難者数</td></tr> </table> <p>※<u>大阪</u>府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋 <u>(注) 市は高齢者食の数量を10%として算出。</u></p>	高齢者食	上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率) <u>(注)</u> を高齢者食とする。	マスク	避難所避難者数
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率) を高齢者食とする。													
..	..													
マスク	避難所避難者数													
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率) <u>(注)</u> を高齢者食とする。													
..	..													
マスク	避難所避難者数													

p46	<p>2 その他の物資の確保 オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）</p> <p>3 備蓄・供給体制の整備 市は危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。</p> <p>また、防災拠点等での・・・（中略）・・・把握しておく。さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。 (以下、略)</p>	<p>《資料編 2-17 大阪府地震被害想定に基づく物資の備蓄目標》</p> <p>2 その他の物資の確保 オ 炊事道具・食器類（鍋、炊出しセット等、炊飯等に必要な資機材等）</p> <p>3 備蓄・供給体制の整備 市は危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。</p> <p>大阪府は、災害の規模等に鑑み、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、避難者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。</p> <p>加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</p> <p>また、防災拠点等での・・・（中略）・・・把握しておく。さらに、平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。市は、必要に応じて他の市町村との共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。</p> <p>(以下、略)</p>
p48	<p>第1章 防災体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備 第1 水道</p> <p>3 防災訓練の実施 情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・</p>	<p>第1章 防災体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備 第1 水道</p> <p>3 防災訓練の実施 情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制・応援受援体制の充実</p>

p51	<p>応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、<u>計画的</u>に防災訓練を実施する。</p> <p>第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）</p> <p>3 防災訓練の実施 (2) <u>中央防災会議、大阪府防災会議等</u>が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。</p> <p>第6 住民への広報</p> <p>3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自肃、緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。</p>	<p>強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、<u>定期的に単独及び広域的な</u>防災訓練を実施する。</p> <p>第5 電気通信（NTT西日本株式会社（関西支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）</p> <p>3 防災訓練の実施 (2) <u>国、大阪府等</u>が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力することで、平常時からの連携体制を構築する。</p> <p>第6 住民への広報</p> <p>3 NTT西日本株式会社（関西支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自肃、緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。</p>
p53	<p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第9節 交通確保体制の整備</p> <p>2 道路施設</p> <p>道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。また、災害発生後直ちに被害状況の把握、<u>応急復旧</u>及び安全点検を行うための人員の確保等、必要な体制の整備に努めるとともに、<u>市内業者等の協力を得られるような体制づくりに努める。</u></p>	<p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第9節 交通確保体制の整備</p> <p>2 道路施設</p> <p><u>国は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。</u></p> <p><u>また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p>道路管理者は、道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）のための道路啓開用資機材を<u>確保するための体制</u>を整備する。また、災害発生後直ちに<u>道路施設</u>の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制整備に努める。</p>

p54	<p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第10節 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>市及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。</p> <p>体制整備の実施にあたっては、法を踏まえ、全体計画「貝塚市避難行動要支援者支援プラン」に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から個別避難計画の作成を進める。</p> <p>第1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>(大阪府の計画を反映しつつ、記述構成の組み換え等により修正)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の把握 市は、避難行動要支援者を把握するために、関係各課で把握している要介護者や障害者等の情報を集約するよう努める。 難病患者等に係る情報など、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、大阪府知事その他の者に対して、情報提供を求める。 2 避難行動要支援者名簿の作成 市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための避難行動要支援者名簿を作成する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 貝塚市に居住し、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件の何れかに該当する者。 (以下、略) (2) <u>避難行動要支援者名簿のバックアップ</u> 災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難 	<p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第10節 避難行動要支援者を含む要配慮者支援体制の整備</p> <p>市及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。</p> <p>避難行動要支援者支援体制の整備にあたっては、法及び貝塚市避難行動要支援者支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から個別避難計画の作成を進める。</p> <p>第1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の把握 市は、避難行動要支援者を把握するために、関係各課や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、町会（自治会）・自主防災組織等と連携し、要介護者や障害者等の情報把握に努める。難病患者等に係る情報など、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、大阪府知事その他の者に対して、情報提供を求める。 2 避難行動要支援者名簿の作成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市は、平常時より避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための避難行動要支援者名簿を作成する。名簿作成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 (2) 名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。また、必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有することに努める。
-----	---	--

	<p>行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくこと。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。</p> <p>(3) 市における情報の適正管理</p> <p>市は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにするために、名簿情報を適正に管理する。</p>	<p>(3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</p> <p>貝塚市に居住し、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件の何れかに該当する者。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿のバックアップ、情報の適正管理等</p> <p>ア 災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築くなど名簿情報の適切な管理に努める。</u>また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。</p> <p>イ 市は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにするために、名簿情報を適正に管理する。</p> <p>(5) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p><u>市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。</u></p> <p>3 個別避難計画の作成</p> <p>(1) 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、避難支援等関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得るとともに、地域特有の課題に留意しながら、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u>また、計画作</p>
p55	<p>3 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>(1) 事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、平常時から名簿を提供することに同意している避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供する。</p> <p>(2) 情報漏えいを防止するための措置</p> <p>市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう啓発に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。 ・ 法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていること 	

を十分に説明する。

- 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

~~名簿情報の取扱状況を報告させる。~~

- 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱に関する研修を行う。

4 支援体制の整備（略）

5 個別避難計画の作成

- (1) 市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、避難支援等関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理及び漏洩の防止

成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

- (2) 町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意により、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(3) 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- (4) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(5) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4 情報漏えいを防止するための措置

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう啓発に努めるなど名簿情報の漏えいの防止等の必要な措置を講じる。

- 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- 法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿等の保管を行うよう指導する。

等必要な措置を講じる。

- (2) 市は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、本市個人情報の保護及び情報公開に関する条例の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。
- (3) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (4) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

⑥ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

~~市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。また、必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有することに努める。転居や施設入所等により避難行動要支援者名簿から削除された場合についても、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを周知することに努める。~~

第2 避難のための警報の伝達等 (略)

第3 避難支援等関係者の安全確保 (略)

第4 福祉避難所の選定・整備

市は、大阪府と連携を図りながら、・・・(中略)・・・努める。

また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることがで

- 受け取った避難行動要支援者名簿等を必要以上に複製しないよう指導する。
- 避難行動要支援者名簿等の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿等を取扱う者を限定するよう指導する。
- 避難行動要支援者名簿等の提供先に対し、個人情報の取扱に関する説明を行う。

5 支援体制の整備 (略)

第2 避難のための警報の伝達等 (略)

第3 避難支援等関係者の安全確保 (略)

第4 福祉避難所の選定・整備

市は、大阪府と連携を図りながら、・・・(中略)・・・努める。

また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることがで

p57	<p>きる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を<u>福祉避難所として指定する際に</u>、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。</p> <p>市は、前述の公示を活用しつつ、・・・ （以下、略）</p> <p>第5 訓練の実施 （略）</p> <p>第6 社会福祉施設の取組み （略） <u>（新設）</u></p>	<p>きる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を<u>指定するものとし、特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> 福祉避難所として指定する際は、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。</p> <p>市は、前述の公示を活用しつつ、・・・ （以下、略）</p> <p>第5 訓練の実施 （略）</p> <p>第6 社会福祉施設の取組み （略）</p> <p>第7 難病患者等への支援体制の構築</p> <p>大阪府は、平常時から支援を行っている高度医療機器を要する難病患者について、迅速な安否確認を行うための取組を進めるとともに、市、医療機関、訪問看護ステーション、地域住民、ボランティア等と連携し、災害時の地域での療養の継続に向けた支援体制の構築を図る。</p> <p>市は、把握できていない難病患者等の情報の取得が必要となる場合などについて、大阪府等関係機関との連携に努める。</p> <p>大阪府は、大阪府訪問看護ステーション協会等との連携により、在宅療養人工呼吸器装着患者に対する非常用電源確保等にかかる支援を行う。</p> <p>（以下、略）</p> <p>第8 外国人に対する支援体制整備 （略）</p>
p58	<p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第11 節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>（2）発災時間帯別に従業員等がとるべき行動 （以下、略）</p>	<p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第11 節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>（2）発災時間帯別に従業員等がとるべき行動<u>の周知</u> （以下、略）</p>
p59	<p>[災害予防対策]</p> <p>第2章 地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災意識の高揚</p> <p>市をはじめ防災関係機関は、・・・（中略）・・・に努める。</p> <p>なお、これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに</p>	<p>[災害予防対策]</p> <p>第2章 地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災意識の高揚</p> <p>市をはじめ防災関係機関は、・・・（中略）・・・に努める。</p> <p>なお、これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに</p>

配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。
また、行政主導のソフト対策のみでは・・・（以下、略）

p59

第1 防災知識の普及啓発

市は、・・・（中略）・・・行動に関する理解の促進を図る。
併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

(2) 災害への備え

（新規）

キ 指定緊急避難場所、・・・（中略）・・・決め等）の確認

（新規）

(3) 災害時の行動

（新規）

第4 災害教訓の伝承

市及び大阪府は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、誰もが閲覧できるよう公開に努める。

配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは・・・（以下、略）

第1 防災知識の普及啓発

市は、・・・（中略）・・・行動に関する理解の促進を図る。
併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、男女双方の視点を考慮するとともに、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

(2) 災害への備え

カ 消火器、感震ブレーカーの設置

キ 指定緊急避難場所、・・・（中略）・・・決め等）の確認

セ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

(3) 災害時の行動

タ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときにおけるべき行動

第4 災害教訓の伝承

市及び大阪府は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、誰もが閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑がもつ意味を正しく後世に伝えていくとともに、過去の災害経験者の話を聞く機会の創出に努める。

p67	<p>第2章 地域防災力の向上</p> <p>第3節 ボランティア活動環境の整備</p> <p>市、大阪府、・・・（中略）・・・それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・N P O等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るものとする。</p>	<p>第2章 地域防災力の向上</p> <p>第3節 ボランティア活動環境の整備</p> <p>市、大阪府、・・・（中略）・・・それぞれ連携するとともに、<u>災害</u>中間支援組織（ボランティア団体・N P O等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るものとする。</p> <p><u>加えて、災害発生時における上記連携体制の強化を図るため、大阪府は、府域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努め、市は、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p>
p67	<p>3 活動支援体制の整備</p> <p>市は、災害時にボランティアが活動するための拠点となる施設等をあっせん又は提供できるようあらかじめ計画しておくものとする。</p>	<p>3 活動支援体制の整備</p> <p>市は、災害時にボランティアが活動するための拠点となる施設等をあっせん又は提供できるよう、<u>男女双方の視点を考慮しつつあらかじめ計画するとともに、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市の地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化</u>しておく<u>よう努める</u>ものとする。</p>
p70 p72	<p>[災害予防対策]</p> <p>第3章 災害予防対策の推進</p> <p>第1節 都市の防災機能の強化</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>[災害予防対策]</p> <p>第3章 災害予防対策の推進</p> <p>第1節 都市の防災機能の強化</p> <p>第6 所有者不明土地の活用</p> <p><u>市、国及び大阪府は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p>
p72	<p>第6 文化財 （略）</p> <p>第7 ライフライン施設災害予防対策</p>	<p>第7 文化財 （略）</p> <p>第8 ライフライン施設災害予防対策</p>

p74	5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） (以下、略)	5 電気通信（NTT西日本株式会社（関西支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） (以下、略)
p74	(2) 電気通信システムの高信頼化	(2) 電気通信システムの高信頼化 <u>オ 携帯電話基地局の強靭化を図るなど、市の庁舎等・その他の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u>
p75	8 ごみ処理 (2) 市は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。 9 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理 復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物処理体制の確保に努める。 (1) 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。	8 ごみ処理 (2) 市は、あらかじめ仮置場等の候補地を検討しておく。また、仮置場等の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。 9 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理 復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物処理体制の確保に努める。 (1) 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
p76	第8 放送施設災害予防対策（日本放送協会、民間放送事業者） (略)	第9 放送施設災害予防対策（日本放送協会、民間放送事業者） (略)
p77	第3章 災害予防対策の推進 第2節 地震災害予防対策の推進 第1 住宅・建築物の耐震対策の促進 2 民間建築物 市及び大阪府は、住宅・建築物所有者の自主的な耐震化の取組みをできる限り支援する。 また、所有者の負担軽減のため、耐震診断・改修補助を実施するとと	第3章 災害予防対策の推進 第2節 地震災害予防対策の推進 第1 住宅・建築物の耐震対策の促進 2 民間建築物 市及び大阪府は、住宅・建築物所有者の自主的な耐震化の取組みをできる限り支援する。 また、所有者の負担軽減のため、耐震診断・改修・除却補助を実施す

	<p>もに、安心して耐震化できる情報提供等、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。</p>	<p>とともに、安心して耐震化できる情報提供等、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。</p>
p80	<p>第3章 災害予防対策の推進 第3節 津波災害予防対策の推進 第4 津波から「逃げる」ための総合的な対策</p> <p>1 津波に対する知識の普及・啓発 (1) 津波に対する基本的事項 ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など津波に関すること。</p>	<p>第3章 災害予防対策の推進 第3節 津波災害予防対策の推進 第4 津波から「逃げる」ための総合的な対策</p> <p>1 津波に対する知識の普及・啓発 (1) 津波に対する基本的事項 ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による津波</u>の発生の可能性など津波に関すること。</p>
p82	<p>4 避難関連施設の整備 (1) 避難場所の整備 指定緊急避難場所について、市は、・・など防災拠点化を図る。なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違えないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。</p>	<p>4 避難関連施設の整備 (1) 避難場所の整備 指定緊急避難場所について、市は、・・など防災拠点化を図る。<u>国は、津波からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における津波への対応を推進するものとする。</u> なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違えないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。</p>
p84	<p>第3章 災害予防対策の推進 第4節 風水害予防対策の推進 第2 雨水出水対策</p> <p>市及び大阪府は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。</p>	<p>第3章 災害予防対策の推進 第4節 風水害予防対策の推進 第2 雨水出水対策</p> <p>市及び大阪府は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。 <u>市、国及び大阪府は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u></p>

p87	<p>第6 農地防災対策</p> <p>2 ため池の総合減災</p> <p>ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修及び防災上重要なため池を中心とした改修補強工事の実施を進めるとともに、ため池ハザードマップを作成し、ため池が決壊した場合の洪水被害想定や、避難対策等の情報を住民にわかりやすく周知することにより、被害の未然防止や軽減を図る。</p>	<p>第6 農地防災対策</p> <p>2 ため池の総合減災</p> <p>ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修及び防災上重要なため池を中心とした改修補強工事の実施を進めるとともに、ため池ハザードマップを作成し、ため池が決壊した場合の洪水被害想定や、避難対策等の情報を住民にわかりやすく周知することにより、被害の未然防止や軽減を図る。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">大阪府は、地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報について、ため池防災支援システム等により、国、市等との速やかな情報共有に努める。</p>
p90	<p>第3章 災害予防対策の推進</p> <p>第5節 土砂災害予防対策の推進</p> <p>第1 土砂災害警戒区域等における防災対策</p> <p>7 斜面判定制度の活用</p> <p>市及び大阪府は、必要に応じて、N P O 法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害<u>危険箇所</u>の点検巡視を行う。</p> <p>第2 土石流対策（砂防）</p> <p>3 市及び大阪府は、「土石流危険渓流及び<u>危険区域</u>」の把握・周知に努める。</p>	<p>第3章 災害予防対策の推進</p> <p>第5節 土砂災害予防対策の推進</p> <p>第1 土砂災害警戒区域等における防災対策</p> <p>7 斜面判定制度の活用</p> <p>市及び大阪府は、必要に応じて、N P O 法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害<u>警戒区域等</u>の点検巡視を行う。</p> <p>第2 土石流対策（砂防）</p> <p>3 市及び大阪府は、「土石流危険渓流及び<u>土砂災害警戒区域等</u>」の把握・周知に努める。</p>
p91	<p>第3 地すべり対策</p> <p>3 市及び大阪府は、「<u>地すべり危険箇所</u>」の把握・周知に努める。</p> <p>第4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>3 市及び大阪府は、「<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>」の把握・周知に努める。</p>	<p>第3 地すべり対策</p> <p>3 市及び大阪府は、「<u>土砂災害警戒区域等</u>」の把握・周知に努める。</p> <p>第4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>3 市及び大阪府は、「<u>土砂災害警戒区域等</u>」の把握・周知に努める。</p>
p92	<p>第7 宅地造成及び盛土等対策</p> <p>1 <u>再</u>は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの<u>大きい市街地又は市街地</u>となろうとする土地の区域<u>であって、宅地造成に関する工事について規</u></p>	<p>第7 宅地造成及び盛土等対策</p> <p>1 <u>大阪府は</u>、宅地造成等に伴い災害が生じるおそれの<u>著しい市街地</u><u>若しくは市街地</u>となろうとする土地の区域<u>又は集落の区域を「宅地造成等工</u></p>

	<p>制を行う必要があるものを「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。</p>	<p>事規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第10条）に指定し、その他の土地の区域を、「特定盛土等規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第26条）に指定する。</p>
p92	<p>2 市は、宅地造成工事規制区域内において、宅地造成をしようとする者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合させるよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。ただし、市街化調整区域については大阪府が行う。</p> <p>3 市及び大阪府は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。</p> <p>4 市は、大阪府が作成した大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを活用し、市民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の必要性に関する調査の実施に努める。また、大阪府は、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。</p> <p>市は、国や大阪府からの情報収集等を行い、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。 <u>(新設)</u></p> <p>5 市及び大阪府は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、大阪府は、当該盛土について、対策</p>	<p>2 市は、開発行為等をしようとする者に対して、宅地造成等に関する技術基準に適合させるよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。</p> <p>大阪府は、宅地造成等工事規制区域内において、宅地造成等をしようとする者に対して、宅地造成等に関する技術基準に適合させるよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。</p> <p>3 市及び大阪府は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。</p> <p>4 市は、大阪府が作成した大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを活用し、市民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するように努める。</p> <p>市は、国や大阪府からの情報収集を行い、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。</p> <p>国は、官民の所有する官地盤情報の収集・公表を進めるとともに、それらの情報を活用し、より実態に即した液状化リスク情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 国は、宅地造成及び特定盛土規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、大阪府が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去及び擁壁措置等の対策を支援するものとする。</p> <p>6 大阪府は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。市及び大阪府</p>

	<p><u>が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p> <p><u>《宅地造成工事規制区域》</u></p> <p><u>表 削除</u></p>	<p>は、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。</p> <p><u>市は、大阪府からの当該盛土等の対策についての助言や支援に基づき、盛土等に伴う災害を防止するために</u>地域防災計画や避難情報の発令規準等の見直しを行うものとする。</p>																																		
p102	<p>[災害応急対策]</p> <p>第1章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 組織・職員の動員体制</p> <p>第2 職員の動員配備体制</p> <p>災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配 備 時 期</th> <th>配 備 体 制</th> <th>参集職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">非常配備</td> <td>ア 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。</td> <td>小規模の災害応急対策を実施する体制 (災害警戒本部)</td> <td>・副市長(危機管理部所管) ・副市長(危機管理部所管外) ・教育長 ・全部の課(かい)長級以上 ・危機管理課(全員) ・建築住宅課(全員) ・道路整備課、農林課、上下水道総務課(下水道担当)、浄水課及び下水道推進課の主査級以上</td> </tr> <tr> <td>イ 本市又は隣接市町(※1)で震度4の地震が発生したとき。 …自動配備(※2)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき …自動配備(※2)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	配 備 時 期	配 備 体 制	参集職員	非常配備	ア 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。	小規模の災害応急対策を実施する体制 (災害警戒本部)	・副市長(危機管理部所管) ・副市長(危機管理部所管外) ・教育長 ・全部の課(かい)長級以上 ・危機管理課(全員) ・建築住宅課(全員) ・道路整備課、農林課、上下水道総務課(下水道担当)、浄水課及び下水道推進課の主査級以上	イ 本市又は隣接市町(※1)で震度4の地震が発生したとき。 …自動配備(※2)			ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき …自動配備(※2)			エ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。			<p>[災害応急対策]</p> <p>第1章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 組織・職員の動員体制</p> <p>第2 職員の動員配備体制</p> <p>災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配 備 時 期</th> <th>配 備 体 制</th> <th>参集職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">非常配備 (※3)</td> <td>ア 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。</td> <td>小規模の災害応急対策を実施する体制 (災害警戒本部)</td> <td>・副市長(危機管理部所管) ・副市長(危機管理部所管外) ・教育長 ・全部の課(かい)長級以上 ・危機管理課(全員) ・建築住宅課(全員) ・道路整備課、農林課、上下水道総務課(下水道担当)、浄水課及び下水道推進課の主査級以上</td> </tr> <tr> <td>イ 本市又は隣接市町(※1)で震度4の地震が発生したとき。 …自動配備(※2)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき …自動配備(※2)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	配 備 時 期	配 備 体 制	参集職員	非常配備 (※3)	ア 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。	小規模の災害応急対策を実施する体制 (災害警戒本部)	・副市長(危機管理部所管) ・副市長(危機管理部所管外) ・教育長 ・全部の課(かい)長級以上 ・危機管理課(全員) ・建築住宅課(全員) ・道路整備課、農林課、上下水道総務課(下水道担当)、浄水課及び下水道推進課の主査級以上	イ 本市又は隣接市町(※1)で震度4の地震が発生したとき。 …自動配備(※2)			ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき …自動配備(※2)			エ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。		
区分	配 備 時 期	配 備 体 制	参集職員																																	
非常配備	ア 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。	小規模の災害応急対策を実施する体制 (災害警戒本部)	・副市長(危機管理部所管) ・副市長(危機管理部所管外) ・教育長 ・全部の課(かい)長級以上 ・危機管理課(全員) ・建築住宅課(全員) ・道路整備課、農林課、上下水道総務課(下水道担当)、浄水課及び下水道推進課の主査級以上																																	
	イ 本市又は隣接市町(※1)で震度4の地震が発生したとき。 …自動配備(※2)																																			
	ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき …自動配備(※2)																																			
	エ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。																																			
	区分	配 備 時 期	配 備 体 制	参集職員																																
非常配備 (※3)	ア 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。	小規模の災害応急対策を実施する体制 (災害警戒本部)	・副市長(危機管理部所管) ・副市長(危機管理部所管外) ・教育長 ・全部の課(かい)長級以上 ・危機管理課(全員) ・建築住宅課(全員) ・道路整備課、農林課、上下水道総務課(下水道担当)、浄水課及び下水道推進課の主査級以上																																	
	イ 本市又は隣接市町(※1)で震度4の地震が発生したとき。 …自動配備(※2)																																			
	ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき …自動配備(※2)																																			
	エ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。																																			

	<p>非常特別配備</p> <p>ア 大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。 イ 本市又は隣接市町(※1)で震度5弱以上の地震が発生したとき。 　…自動配備(※2) ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 　…自動配備(※2) エ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。</p>	<p>市の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制(災害対策本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・副市長(危機管理部所管) ・副市長(危機管理部所管外) ・教育長 ・部課全員 	<p>非常特別配備 (※3)</p> <p>ア 大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。 イ 本市又は隣接市町(※1)で震度5弱以上の地震が発生したとき。 　…自動配備(※2) ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 　…自動配備(※2) エ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。</p>	<p>市の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制(災害対策本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・副市長(危機管理部所管) ・副市長(危機管理部所管外) ・教育長 ・部課全員
p103	<p>第1章 地震災害応急対策 第2節 津波警戒活動 第2 津波警報等の伝達 1 気象庁が発表する津波警報等</p>	<p>第1章 地震災害応急対策 第2節 津波警戒活動 第2 津波警報等の伝達 1 気象庁が発表する津波警報等</p>	<p>※1 隣接市町：「岸和田市」、「泉佐野市」及び「熊取町」をいう。</p> <p>※2 自動配備：執務時間外において非常参集命令が出されなくとも、速やかに参集しなければならない。</p> <p>※3 各配備については、災害状況の推移等に応じて解除又は他の区分へ変更することができる。</p>	

p103

(1) 津波警報及び注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 <u>(津波の高さ予想の区分)</u>	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合。	10 メートル超 (10m < 予想高さ)	巨大
		10 メートル (5m < 予想高さ ≤ 10m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合。	3 メートル (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 メートル以上、1 メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 メートル (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)

p105

(3) 津波情報の種類

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを・・・(以下、略)
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時

(1) 津波警報及び注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 <u>(カッコ内は予想される津波の最大波の高さ)</u>	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3メートルを超える場合。	10 メートル超 (10m < 予想高さ)	巨大
		10 メートル (5m < 予想高さ ≤ 10m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1メートルを超えて、3メートル以下の場合。	3 メートル (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 メートル以上、1 メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 メートル (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)

(3) 津波情報の種類

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表。 <u>また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を併せて発表。</u>
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。 <u>また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を併せて発表。</u>
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを

	刻や高さを津波予報区単位で発表。	
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。	
	沖合の津波観測に関する情報	発表。 <u>また、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を併せて発表。</u>
	津波に関するその他の情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。

(注) 津波情報の留意事項等

a 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も速く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

b 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

c 津波観測に関する情報

- 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

d 沖合の津波観測に関する情報

- 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- 津波は非常に速く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が沿岸での津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 地震情報

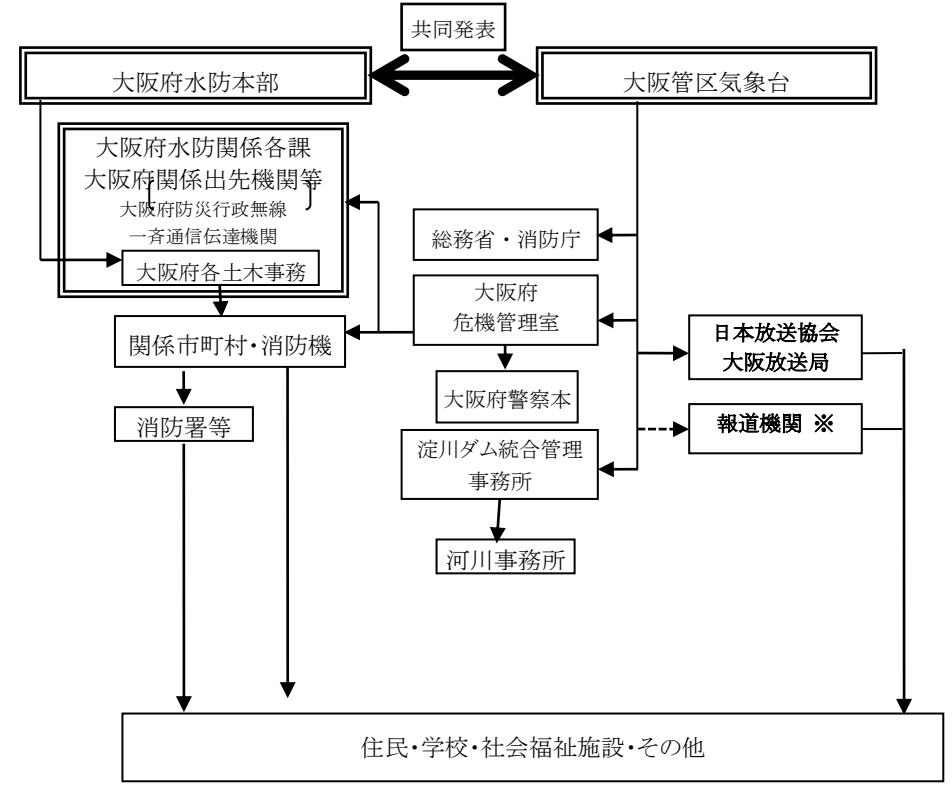
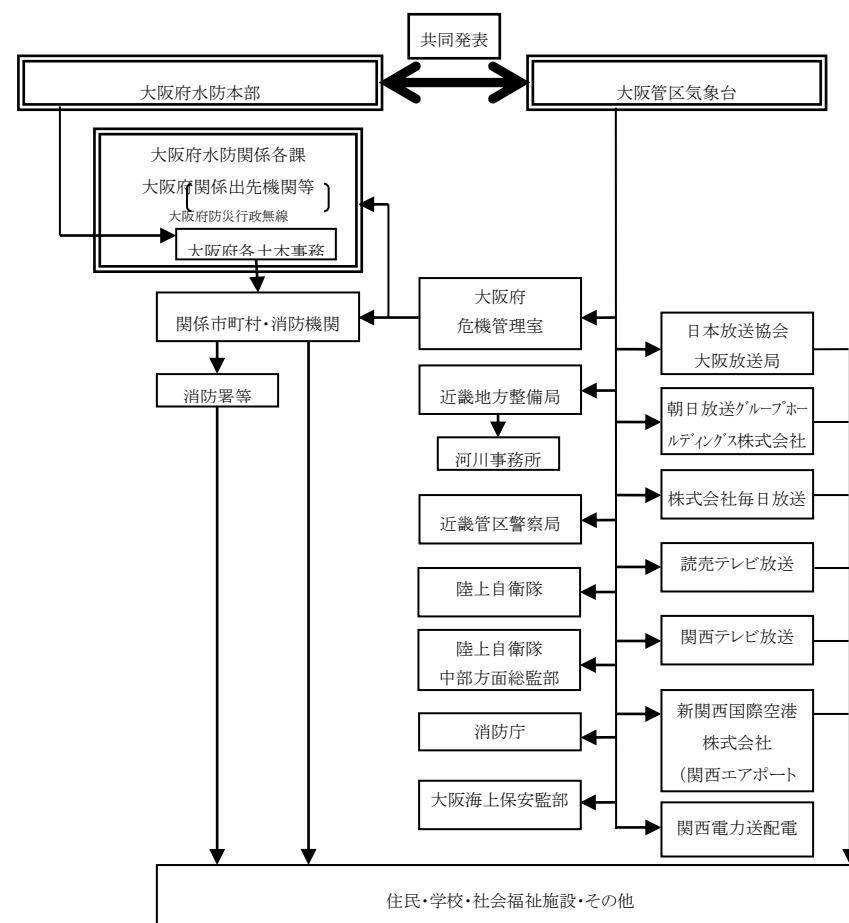
地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と

		<u>地震の揺れの検知時刻を速報。</u>
	<u>震源に関する情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上(大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)
	<u>震源・震度情報</u>	<p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 ・大津波警報、津波警報または津波 注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合
	<u>推計震度分布図</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 <p>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>
	<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 <p>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)。</p>
	<u>遠地地震に関する情報</u>	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード 7.0 以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある(当面の対応) <p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※海外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で日本でも火山噴火等による潮位変化が観測される可能性がある旨を発表し、その後隨時潮位変化や気圧変化の観測状況を発表</p>
	<u>その他情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p>

p106	<p><u>(4)緊急地震速報</u></p> <p>ア 発表等</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（大阪府南部））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。（以下、略）</p> <p>イ 伝達</p> <p>気象庁は、・・・（中略）・・・に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）経由による市區町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。</p> <p>日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p>	<p><u>(5)緊急地震速報</u></p> <p>ア 発表等</p> <p>気象庁は、震度5弱以上<u>又は長周期地震動階級3以上</u>の揺れが予想された場合、震度4以上<u>又は長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（大阪府南部））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上<u>若しくは長周期地震動階級1以上</u>と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、震度6弱以上<u>又は長周期地震動階級4</u>の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。（以下、略）</p> <p>イ 伝達</p> <p>気象庁は、・・・（中略）・・・に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）<u>等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。</u>市は全国瞬時警報システム（J－A L E R T）経由による防災無線等を通して住民への提供に努める。</p> <p>日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p>
p107	2 津波警報等の関係機関への伝達経路 <u>図を削除</u>	2 津波警報等の関係機関への伝達経路 <u>津波警報等の関係機関への伝達経路は、大阪府水防計画で定めるとおりとする。</u>
p107	2 施設の緊急点検・巡視 市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波 <u>防災</u> 施設、公共施設等、・・・（以下、略）	2 施設の緊急点検・巡視 市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波 <u>防御</u> 施設、公共施設等、・・・（以下、略）
p108	第6 ライフライン・放送事業者の活動 1 上下水道	第6 ライフライン・放送事業者の活動 1 上下水道

p109	<p>市及び大阪府、大阪広域水道企業団は、・・・（中略）・・・、その影響を最小限に留められるよう措置を行う。</p> <p>第7 交通対策</p> <p>1 道 路 (略)</p> <p>2 岸和田海上保安署</p> <p>(6) 市及び岸和田海上保安署は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講じることとし、津波ハザードマップをモデルとして予想される津波の高さ、到達時刻^{を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。}</p>	<p>市及び大阪府、大阪広域水道企業団は、・・・（中略）・・・、その影響を最小限にとどめられるよう措置を行う。</p> <p>第7 交通対策</p> <p>1 道 路 (略)</p> <p>2 海 上</p> <p>(6) 市及び第五管区海上保安本部岸和田海上保安署は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講じることとし、津波ハザードマップをモデルとして予想される津波の高さ、到達時刻^{を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。}</p>														
p110	<p>第2章 風水害応急対策</p> <p>第1節 気象予警報等の伝達</p> <p>第1 気象予警報等</p> <p>1 大阪管区気象台の発表する予警報等 【警報・注意報発表基準一覧表】</p> <table border="1" data-bbox="179 889 1134 1063"> <tr> <td rowspan="2">報 警</td> <td rowspan="2">洪 水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>津田川流域=11.5、近木川流域=13.9、見出川流域=9.1</td> </tr> <tr> <td>複合基準^{*1}</td> <td>近木川流域=(7, 13.2)</td> </tr> </table>	報 警	洪 水	流域雨量指数基準	津田川流域=11.5、近木川流域=13.9、見出川流域=9.1	複合基準 ^{*1}	近木川流域=(7, 13.2)	<p>第2章 風水害応急対策</p> <p>第1節 気象予警報等の伝達</p> <p>第1 気象予警報等</p> <p>1 大阪管区気象台の発表する予警報等 【警報・注意報発表基準一覧表】</p> <table border="1" data-bbox="1167 857 2122 1079"> <tr> <td rowspan="3">警 報</td> <td rowspan="2">洪 水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>津田川流域=11.4、近木川流域=13.7、見出川流域=9.0</td> </tr> <tr> <td>複合基準^{*1}</td> <td>近木川流域=(7, 13.1)</td> </tr> <tr> <td>土砂崩れ</td> <td>大雨、大雪等によるがけ崩れ、土石流等によって重大な災害発生が予想される場合</td> </tr> </table>	警 報	洪 水	流域雨量指数基準	津田川流域=11.4、近木川流域=13.7、見出川流域=9.0	複合基準 ^{*1}	近木川流域=(7, 13.1)	土砂崩れ	大雨、大雪等によるがけ崩れ、土石流等によって重大な災害発生が予想される場合
報 警	洪 水			流域雨量指数基準	津田川流域=11.5、近木川流域=13.9、見出川流域=9.1											
		複合基準 ^{*1}	近木川流域=(7, 13.2)													
警 報	洪 水	流域雨量指数基準	津田川流域=11.4、近木川流域=13.7、見出川流域=9.0													
		複合基準 ^{*1}	近木川流域=(7, 13.1)													
	土砂崩れ	大雨、大雪等によるがけ崩れ、土石流等によって重大な災害発生が予想される場合														
	<p>注 意 報</p> <table border="1" data-bbox="179 1111 1134 1286"> <tr> <td rowspan="2">洪 水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>津田川流域=9.2、近木川流域=11.1、見出川流域=7.2</td> </tr> <tr> <td>複合基準^{*1}</td> <td>津田川流域=(8, 7.7)、近木川流域=(7, 10)、見出川流域=(5, 7.2)</td> </tr> </table>	洪 水	流域雨量指数基準	津田川流域=9.2、近木川流域=11.1、見出川流域=7.2	複合基準 ^{*1}	津田川流域=(8, 7.7)、近木川流域=(7, 10)、見出川流域=(5, 7.2)	<p>注 意 報</p> <table border="1" data-bbox="1167 1111 2122 1286"> <tr> <td rowspan="2">洪 水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>津田川流域=9.1、近木川流域=10.9、見出川流域=7.2</td> </tr> <tr> <td>複合基準^{*1}</td> <td>津田川流域=(8, 7.7)、近木川流域=(7, 10.1)、見出川流域=(5, 7.2)</td> </tr> </table>	洪 水	流域雨量指数基準	津田川流域=9.1、近木川流域=10.9、見出川流域=7.2	複合基準 ^{*1}	津田川流域=(8, 7.7)、近木川流域=(7, 10.1)、見出川流域=(5, 7.2)				
洪 水	流域雨量指数基準		津田川流域=9.2、近木川流域=11.1、見出川流域=7.2													
	複合基準 ^{*1}	津田川流域=(8, 7.7)、近木川流域=(7, 10)、見出川流域=(5, 7.2)														
洪 水	流域雨量指数基準	津田川流域=9.1、近木川流域=10.9、見出川流域=7.2														
	複合基準 ^{*1}	津田川流域=(8, 7.7)、近木川流域=(7, 10.1)、見出川流域=(5, 7.2)														

	<table border="1"> <tr> <td>霜</td><td>4月15日以降の晩霜最低気温 4 °C以下</td></tr> </table>	霜	4月15日以降の 晩霜最低気温 4 °C以下	<table border="1"> <tr> <td>土砂崩れ</td><td><u>大雨、大雪等によるがけ崩れ、土石流等によって災害発生が予想される場合</u></td></tr> <tr> <td>霜</td><td>晩霜最低気温 4 °C以下</td></tr> </table>	土砂崩れ	<u>大雨、大雪等によるがけ崩れ、土石流等によって災害発生が予想される場合</u>	霜	晩霜最低気温 4 °C以下
霜	4月15日以降の 晩霜最低気温 4 °C以下							
土砂崩れ	<u>大雨、大雪等によるがけ崩れ、土石流等によって災害発生が予想される場合</u>							
霜	晩霜最低気温 4 °C以下							
p112	<p>2 気象予警報等の関係機関への伝達経路 <u>[別図1] (P.111) の伝達経路による</u> <u>(別図1を削除)</u></p> <p>3 水防警報 (略)</p> <p><u>[別図2] (P.112) の伝達経路による</u></p> <p>第2 土砂災害警戒情報</p> <p>2 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路は、<u>[別図3] (P.112)</u>による。</p>	<p>2 気象予警報等の関係機関への伝達経路 <u>気象予警報等の関係機関への伝達経路は、大阪府水防計画で定めるとおりとする。</u></p> <p>3 水防警報 (略)</p> <p><u>[別図1] (P.114) の伝達経路による</u></p> <p>第2 土砂災害警戒情報</p> <p>2 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路は、<u>[別図2] (P.114)</u>による。</p>						
p113	<p>第2章 風水害応急対策</p> <p>第1節 気象予警報の伝達</p> <p>第4 住民への周知</p> <p>(略)</p> <p>[別図2] 【知事が発表する水防警報伝達経路】</p> <p>[別図3] 【土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路】</p>	<p>第2章 風水害応急対策</p> <p>第1節 気象予警報の伝達</p> <p>第4 住民への周知</p> <p>(略)</p> <p>[別図1] 【知事が発表する水防警報伝達経路】 (伝達経路の変更なし)</p> <p>[別図2] 【土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路】</p>						
p114								



※東京キー局・気象業務支援センター等の他機関を介した伝達

第2章 風水害応急対策

第2節 組織・職員の動員体制

第2 職員の動員配備体制

市は、災害が発生した場合又は災害の発生するおそれがある場合は、災

第2章 風水害応急対策

第2節 組織・職員の動員体制

第2 職員の動員配備体制

市は、災害が発生した場合又は災害の発生するおそれがある場合は、災

害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。			
区分	配 備 時 期	配 備 体 制	参 集 職 員
事前配備	ア 災害発生のおそれがある気象予警報等により、情報収集活動の必要があるとき イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき	就業中に情報収集活動を実施し、今後の方針を決定したり、警戒配備の準備をする体制（基本的に夜間・休日にこの体制をとることはない）	・都市整備部長 ・上下水道部長 ・危機管理部（全員） ・道路整備課（課長） ・農林課（課長） ・下水道推進課（課長）
	ア 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき イ 各種気象警報が発表されたとき …自動配備 ウ その他必要により市長が当該配備を指令するとき	災害を防御するため、情報収集活動を実施し、物資、資機材の点検整備を行うとともに、警戒活動及び応急予防措置等を行う体制	・都市整備部長 ・上下水道部長 ・危機管理部（全員） ・道路整備課・建築住宅課・農林課※1 ・上下水道総務課（下水道担当）・浄水課・下水道推進課※1
非常事前配備	ア 灾害発生のおそれが高まると見込まれるとき イ 高齢者等避難を発令する可能性が高まったとき ウ その他必要により市長が当該配備を指令するとき	災害警戒本部の設置準備を行う体制	・副市長（危機管理部所管） ・全部長 ・警戒配備部課員 ・教育総務課※1 ・その他 自宅待機※2
	ア 灾害発生のおそれが高まると見込まれるとき イ 高齢者等避難を発令する可能性が高まったとき ウ その他必要により市長が当該配備を指令するとき	災害警戒本部の設置準備を行う体制	・副市長（危機管理部所管） ・全部長 ・警戒配備部課員 ・教育総務課※1 ・その他 自宅待機※2

	非常配備	ア 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき	小規模の災害応急対策を実施する体制 (災害警戒本部)	・副市長（危機管理部所管） ・副市長（危機管理部所管外） ・教育長 ・全部長 ・非常事前配備部課員 ・その他 自宅待機※2	非常配備 <small>(※3)</small>	ア 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき	小規模の災害応急対策を実施する体制 (災害警戒本部)	・副市長（危機管理部所管） ・副市長（危機管理部所管外） ・教育長 ・全部長 ・非常事前配備部課員 ・その他 自宅待機※2		
	非常特別配備	ア 大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき	市の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制 (災害対策本部)	・市長 ・副市長（危機管理部所管） ・副市長（危機管理部所管外） ・教育長 ・部課全員	非常特別配備 <small>(※3)</small>	ア 大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき	市の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制 (災害対策本部)	・市長 ・副市長（危機管理部所管） ・副市長（危機管理部所管外） ・教育長 ・部課全員		
※1 道路整備課、建築住宅課、農林課、上下水道総務課（下水道担当）、浄水課、下水道推進課、教育総務課にあっては各課の防災体制配備マニュアルによる。							※1 道路整備課、建築住宅課、農林課、上下水道総務課（下水道担当）、浄水課、下水道推進課、教育総務課にあっては各課の防災体制配備マニュアルによる。			
※2 風水害発生時の職員配備に関しては、参考時期の自己判断が困難であると考えられるので、非常配備以降は随時、指示によるものとする。							※2 風水害発生時の職員配備に関しては、参考時期の自己判断が困難であると考えられるので、非常配備以降は随時、指示によるものとする。			
<u>※3 各配備については、災害状況の推移等に応じて解除又は他の区分へ変更することができる。</u>										
p118	第2章 風水害応急対策 第3節 警戒活動 第5 ライフライン等警戒活動 (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）				第2章 風水害応急対策 第3節 警戒活動 第5 ライフライン等警戒活動 (4) 電気通信（NTT西日本株式会社（関西支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）					
p120	第3章 災害情報等の収集・伝達 第1節 発災直後の情報収集伝達				第3章 災害情報等の収集・伝達 第1節 発災直後の情報収集伝達					

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）・・・（以下、略）

第1 市における情報収集伝達

1 被害状況の把握

次の情報により、・・・（中略）・・・速やかに伝達する。

(新設)

(7) その他

第3 通信手段の確保

1 市、大阪府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用を図るとともに、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用もしくは徒歩）等を検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

(新設)

2 電気通信事業者は、応急復旧のために・・・（以下、略）

3 西日本電信電話株式会社は、・・・（以下、略）

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）・・・（以下、略）

第1 市における情報収集伝達

1 被害状況の把握

次の情報により、・・・（中略）・・・速やかに伝達する。

(7) 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した被害情報

(8) その他

第3 通信手段の確保

1 市、大阪府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線、公共安全モバイルシステムの活用や、通信が途絶している地域で部隊や派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を利用したインターネット機器の整備、活用等のほか、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用もしくは徒歩）等を検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

2 総務省及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、総務省は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

3 電気通信事業者は、応急復旧のために・・・（以下、略）

4 N T T 西日本株式会社（関西支店）、株式会社N T T ドコモ（関西支社）は、・・・（以下、略）

p123	<p>第3章 災害情報等の収集・伝達</p> <p>第2節 災害広報</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害広報</p> <p>市及び<u>防災関係機関</u>は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。</p>	<p>第3章 災害情報等の収集・伝達</p> <p>第2節 災害広報</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害広報</p> <p>市及び<u>大阪府</u>は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。</p> <p><u>また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。</u> <u>なお、市及び大阪府は、インターネット上の偽情報・誤情報について、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努めるものとする。</u></p>
p125	<p>第4章 応援の要請・受入れ・支援</p> <p>第1節 広域応援等の要請・受入れ・支援</p> <p>第1 応援の要請</p> <p>市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。</p>	<p>第4章 応援の要請・受入れ・支援</p> <p>第1節 広域応援等の要請・<u>受援体制の確立</u>・受入れ<u>の実施</u>・支援</p> <p>第1 広域応援の要請</p> <p><u>1 応援の要求等</u></p> <p>市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。</p> <p><u>(1) 大阪府知事に対する応援の要求又は実施の要請</u> <u>(2) 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求</u> <u>(3) 大阪府知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求</u> <u>(4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは大阪府知事に対するあっせん要請</u></p> <p><u>2 大阪府知事の指示等</u></p> <p>大阪府知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、または他の市長を応援するよう指示</p>
P126	(新設)	

p126	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>1 応援要請基準</u> ~ <u>4 応援にあたっての要請事項</u> (略)</p> <p>第3 緊急消防援助隊の派遣要請</p> <p>市長は、大阪府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を要求するときは、大阪府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は大阪府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>する。</u></p> <p><u>また、大阪府知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、または他の市長を応援することを求める。</u></p> <p><u>なお、大阪府知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市長の指揮の下に行動する。</u></p> <p><u>3 大阪府知事による応急措置の代行</u></p> <p><u>大阪府知事は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため、市長の権限のうち、次の権限に係る実施すべき応急措置の全部または一部を、市長に代わって行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限</u> <u>(2) 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限</u> <u>(3) 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限</u> <u>(4) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限</u> <p><u>4 応援要請基準</u> ~ <u>7 応援にあたっての要請事項</u> (略)</p> <p>第3 緊急消防援助隊の派遣要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>1 市長は、大阪府知事に対して・・・（以下、略）・・・する。</u> <u>2 大阪府知事は、市長から要請があった場合又は災害の範囲が著しく拡</u>
p127		
p128		

(新設)

だし、大阪府内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

大阪府知事は、市長からの要請を受けたときには、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動できるよう、府内における緊急消防援助隊の部隊移動を指示する。また、消防応援活動調整本部を設置し、大阪府内の部隊移動の総合調整や被災地の情報収集、関係機関の活動の連絡調整を行う。

第4 広域応援の受援体制の確立

市は、要請に応じて派遣される応援職員を受け入れるために、環境整備・装備の充実や、体制整備、情報提供など受援体制の確立に努めるものとする。特に、災害対応に関する方針については、相互に、定期的なテレビ会議の活用などにより情報共有を行うなどして連携強化に努めるとともに、これら方針等について、応援職員等に迅速かつ適切に情報共有するものとする。

1 受援時の環境整備・装備の充実

市は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員を受け入れるにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮するものとする。

(1) 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の確保

(2) 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

(3) テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保

2 受援時の体制整備

市は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等を受け入れるに

p128	<p>第4 広域応援等の受入れ (略)</p> <p>第5 緊急災害対策派遣隊 (T E C - F O R C E) (略)</p> <p>第6 応急対策職員派遣制度に基づく支援</p> <p>総務省は、・・・(中略)・・・円滑な活用の促進に努める。</p> <p>第7 関係機関の連絡調整・第8 灾害緊急事態 (略)</p>	<p>あたり、事前に定めた応援・受援計画に基づき、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定し、応援職員等の集合・配置体制や役割分担を定めるなど、応援職員が円滑に業務を実施するための体制整備に努める。</p> <p>3 受援時の情報提供</p> <p>市は、総合防災情報システム（S O B O - W E B）の活用や、道路等の復旧情報のホームページへの公表等により、応援職員等への必要な情報の提供に努める。</p> <p>第5 広域応援受入れの実施 (略)</p> <p>第6 緊急災害対策派遣隊 (T E C - F O R C E) (略)</p> <p>第7 応急対策職員派遣制度に基づく支援</p> <p>総務省は、・・・(中略)・・・円滑な活用の促進に努める。</p> <p>なお、市及び大阪府は、平常時より災害マネジメント総括支援員等の登録者の確保に努める。</p> <p>第8 関係機関の連絡調整・第9 灾害緊急事態 (略)</p>
p130 p133	<p>第4章 応援の要請・受入れ・支援</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣の要請・受入 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 応援の要請・受入れ・支援</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣の要請・受入 (略)</p> <p>第3節 災害発生都道府県の応援</p> <p>大阪府知事は、他の都道府県で災害が発生した場合において、災害発生都道府県知事又は内閣総理大臣から、応急措置の実施のため災害発生都道府県知事又は災害発生市町村長を応援するよう求められたときは、応援を実施する。市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性及び職員の健康状態等を考慮した応援派遣職員の選定に努める。</p> <p>第1 応援派遣職員の環境整備・装備等の充実</p> <p>市及び大阪府は、広域応援等の要請に応じ、応援職員を派遣するにあたり、環境整備・装備等の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際は、男女ともに活動することに配慮するものとする。また、大</p>

		<p><u>阪府内市町村間で派遣を実施する場合も同様とする。</u></p> <p>(1) 応援派遣職員等の宿泊場所の確保</p> <p>(2) テントや間仕切り等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保に向けた資機材の配備</p> <p>(3) 感染症対策のため、応援派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底</p> <p>(4) 衛星通信機器等、その他、応援派遣職員等の円滑な執務に向けた資機材の確保</p> <p>(5) テレビ会議などを活用した応援派遣職員と大阪府との円滑な連携</p> <p>(6) 応援派遣職員間での適切な引継ぎ等情報共有体制の確保</p> <p>(7) 帰阪後の産業医面談等、応援派遣職員の身体的・精神的負担への配慮</p>
p136	<p>第5章 消火、救助、救急、医療救護</p> <p>第2節 医療救護活動</p> <p>市、大阪府及び医療関係機関は、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を含む)を実施するものとする。また、災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンなどを含む)に対して適宜助言及び支援を求める。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>第5章 消火、救助、救急、医療救護</p> <p>第2節 医療救護活動</p> <p>市、大阪府及び医療関係機関は、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を含む)を実施するものとする。また、災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。</p> <p>(以下、略)</p>
p137	<p>第2 現地医療対策</p> <p>2 現地医療活動</p> <p>(3) 現地医療活動の継続</p> <p>大阪府は、災害派遣医療チーム(DM A T)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DM A T)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(J M A T)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、<u>日本看護協会</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供</p>	<p>第2 現地医療対策</p> <p>2 現地医療活動</p> <p>(3) 現地医療活動の継続</p> <p>大阪府は、災害派遣医療チーム(DM A T)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DM A T)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(J M A T)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム(J D A T)</u>、日本薬剤師会、<u>災害支援ナース</u>、<u>日本災害リハビリテーション支援協会(J R A T)</u>、日本栄養士会災害支援チーム(J</p>

p139	<p>体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）を活用する。（以下、略）</p> <p>第4 医薬品等の確保・供給活動</p> <p>市は、「災害対策用物品の備蓄に関する協定」に基づき、貝塚市薬剤師会に対して医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達への協力を要請するとともに、医療関係機関に働きかけ、医薬品等の確保に努める。また、不足が生じた場合は、大阪府に対して供給の要請を行う。</p>	<p><u>D A – D A T</u>）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。（以下、略）</p> <p>第4 医薬品等の確保・供給活動</p> <p>市は、<u>災害対策本部等において調整を担う災害薬事コーディネーターの助言を得て、被災地域における医薬品及び医療用資器材のニーズを把握し</u>、「災害対策用物品の備蓄に関する協定」に基づき、貝塚市薬剤師会に対して医療救護活動に必要な<u>医療・衛生用品等</u>の調達への協力を要請するとともに、医療関係機関<u>及び医薬品等関係団体等</u>に働きかけ、医薬品等の確保に努める。また、不足が生じた場合は、大阪府に対して供給の要請を行う。</p>
p141	<p>第6章 避難行動</p> <p>第1節 避難誘導</p> <p>第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>2 洪水、高潮、土砂災害による高齢者等避難の発令</p> <p>市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間が必要なことを踏まえ、「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」等に基づき、高齢者等避難を発令・伝達する。（以下、略）</p>	<p>第6章 避難行動</p> <p>第1節 避難誘導</p> <p>第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>2 洪水、高潮、土砂災害による高齢者等避難の発令</p> <p>市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間が必要なことを踏まえ、「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」等に基づき、<u>「高齢者等避難」</u>を発令・伝達する。（以下、略）</p>
p145	<p>第6章 避難行動</p> <p>第2節 指定避難所の開設・運営</p> <p>第2 福祉避難所の開設</p> <p>市は、避難行動要支援者等が必要な生活支援を受けられる等、安心して避難生活ができる二次的な避難施設として福祉避難所を開設する。その際、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p>	<p>第6章 避難行動</p> <p>第2節 指定避難所の開設・運営</p> <p>第2 福祉避難所の開設</p> <p>市は、避難行動要支援者等が必要な生活支援を受けられる等、安心して避難生活ができる二次的な避難施設として福祉避難所を開設する。その際、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館、<u>市の管理する施設、合同宿舎(※)、民間事業所等</u>を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。<u>(※国有財産法第22条)</u></p>

p146	<p>第3 指定避難所の管理・運営</p> <p>市は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所を管理、運営する。また、避難所での生活に配慮が必要な者や、感染症に罹患した者などへの対策として、指定避難所内の分離可能なスペース等を利用するなど適切な対応に努める。</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市は、避難者による自主的な避難所運営を促すとともに、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理及び運営に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに大阪府への報告 (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示 (3) 応急対策の実施状況、予定等の情報の掲示 (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置等の状況の把握 (5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配 	<p>第3 指定避難所等の管理・運営</p> <p>市は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所を管理、運営する。また、避難所での生活に配慮が必要な者や感染症に罹患した者、<u>避難所支援における他の自治体からの応援職員受け入れ</u>などへの対策として、指定避難所内の分離可能なスペースや、小・中学校の施設で比較的個人情報の少ない特別教室等を活用するなど適切な対応に努める。</p> <p>2 指定避難所等の管理、運営の留意点</p> <p>市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、<u>指定避難所の管理運営マニュアルに基づき、指定避難所における生活環境を常に良好なものとするため</u>、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p><u>なお、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに大阪府への報告 <u>なお、指定避難所ごと及び指定避難所外で生活している避難者等の情報の把握については、必要に応じてデジタル技術を活用すること</u> (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示 (3) 応急対策の実施状況、予定等の情報の掲示 (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置等の状況等を把握し、必要な措置を実施 (5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配
------	--	--

p146	<p>慮した食料の確保</p> <p>(6) 避難行動要支援者の配慮 <u>(新設)</u></p> <p><u>(7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド・パーティション等の活用状況</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等<u>及び</u>避難者の健康状態<u>と</u>指定避難所の衛生状態<u>の把握並びに</u>必要な措置の実施</p> <p>(8) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</p> <p><u>(9) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）</u></p> <p><u>(10) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。</u></p> <p><u>(11) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の<u>ほか</u>、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p><u>(12) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定める。</u></p> <p><u>(13) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営については専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること。</u></p>	<p>配慮した食料の確保</p> <p>(6) 避難行動要支援者の配慮</p> <p><u>(7) 避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド（段ボールベッド等）を設置</u></p> <p><u>(8) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や<u>保健師</u>、看護師等による巡回の頻度、<u>換気</u>や暑さ・寒さ対策の必要性、<u>食料の確保、配食等の状況</u>、ごみ処理の状況等<u>と</u>避難者の健康状態<u>並びに</u>指定避難所の衛生状態<u>を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置の実施に努めること。</u></u></p> <p><u>(9) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</u></p> <p><u>(10) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）</u></p> <p><u>(11) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。</u></p> <p><u>(12) 被災者支援等の観点から、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、<u>家庭動物と同行避難した被災者について適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めること。また、獣医師会の他</u>、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。</u></p> <p><u>(13) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定める。</u></p> <p><u>(14) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営については専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること。</u></p>
------	---	---

(14)各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O ・ボランティア等との定期的な情報交換を行う。

(15)指定避難所運営組織への女性の参加、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(16)女性及び子育て家庭のニーズや安全への配慮

ア 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置

イ トイレ・更衣室・入浴施設等、昼夜問わず安心して使用できる環境の整備（女性用と男性用施設の離隔、照明の増設等）

ウ 生理用品、女性用下着の女性による配布

エ 男女ペア等による巡回警備や防犯ブザーの配布、性暴力・D V 防止の注意喚起のポスター掲示等による指定避難所における安全性の確保

オ 警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供

(17) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 （略）

(新設)

(新設)

(15)各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、災害支援ナース、N P O ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成を行うこと。

(16)指定避難所運営組織への女性の参加、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(17)女性及び子育て家庭のニーズや子ども等の安全への配慮

ア 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置

イ トイレ・更衣室・入浴施設等、昼夜問わず安心して使用できる環境の整備（女性用と男性用施設の離隔、照明の増設等）

ウ 生理用品、女性用下着の女性による配布

エ 男女ペア等による巡回警備や防犯ブザーの配布、性暴力・D V 防止の注意喚起のポスター掲示等による指定避難所における安全性の確保

オ 警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供

(18) 指定避難所における感染症対策 （略）

(19) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(20) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

	<p>p149 第6章 避難行動</p> <p>第3節 避難行動要支援者への支援</p> <p>市及び大阪府は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。</p> <p>また、市は、指定避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、指定避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下等を防止するため、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の派遣要請を行う。</p>	<p>第6章 避難行動</p> <p>第3節 避難行動要支援者への支援</p> <p>市及び大阪府は、被災した避難行動要支援者<u>及び社会福祉施設等</u>に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。</p> <p>また、市は指定避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、指定避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）<u>や災害支援ナース</u>の派遣要請を行う。</p>
	<p>第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等</p> <p>2 避難行動要支援者の安否確認の実施</p> <p>(1) 市は、災害発生直後には、避難行動要支援者名簿を活用し、町会（自治会）<u>、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員会</u>をはじめ、必要に応じて貝塚警察署・・・（中略）・・・、被災状況の把握に努める。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>② 福祉ニーズの把握 （略）</p>	<p>第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等</p> <p>2 避難行動要支援者の安否確認の実施</p> <p>(1) 市は、災害発生直後には、避難行動要支援者名簿を活用し、町会（自治会）<u>等の避難支援等関係者</u>をはじめ、必要に応じて<u>大阪府警察（貝塚警察署）</u>・・・（中略）・・・、被災状況の把握に努める。</p> <p>3 看護ニーズの把握</p> <p><u>市は、派遣された災害支援ナースを通して、被災した避難行動要支援者に対して健康状態を観察し、医療ニーズ、看護ニーズの把握に努め、必要な医療の提供及び専門職種へ連携できるように努める。</u></p> <p>4 福祉ニーズの把握 （略）</p>
<p>p150</p>	<p>[災害応急対策]</p> <p>第7章 交通対策、緊急輸送活動</p> <p>第1節 交通規制・緊急輸送活動</p> <p>第1 陸上輸送</p> <p>1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施</p> <p>(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割</p> <p>ア <u>市、大阪府、道路管理者、港湾管理者</u></p>	<p>[災害応急対策]</p> <p>第7章 交通対策、緊急輸送活動</p> <p>第1節 交通規制・緊急輸送活動</p> <p>第1 陸上輸送</p> <p>1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施</p> <p>(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割</p> <p>ア 道路管理者</p>

	<p>(ア) 点検 使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の<u>自動車</u>プロープ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を市、大阪府及び<u>大阪府警察</u>（貝塚警察署）に連絡する。</p> <p>(イ) 通行規制 (略)</p> <p>(ウ) 道路啓開 道路上の倒壊障害物の除去 <u>（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）</u>、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、<u>大阪府警察</u>（貝塚警察署）、<u>消防機関、自衛隊</u>、他の道路管理者等と相互に協力し、<u>必要な措置をとるものとする</u>。 なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。 運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。</p> <p>(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応 鉄道事業者及び道路管理者は、・・・(中略)・・・行い、関係者間で合意した優先開放<u>(注)</u>する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。</p> <p><u>(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急車両の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるもの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。</u></p>
--	--

<p>p157</p>	<p>[災害応急対策]</p> <p>第8章 二次災害防止、ライフライン確保</p> <p>第1節 公共施設応急対策</p> <p>第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾施設、ため池等農業用施設、橋梁など道路施設など）</p> <p>市は、大阪府等関係機関と連携し、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。特に、人命に関わる重要施設に・・・（以下、略）</p> <p>1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置</p> <p>市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を行い、必要に応じ、応急措置を行う。</p> <p>なお、<u>土砂災害危険箇所</u>について、市は、災害の範囲が著しく拡大し、市では対処できないと判断した時は、大阪府に対し、斜面判定士の派遣を要請し、大阪府は市の要請に基づき、N P O 法人大阪府砂防ボランティア協会に対し、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は要請を請け、二次災害防止のために、土砂災害危険箇所の点検・巡視を行う。</p>	<p>[災害応急対策]</p> <p>第8章 二次災害防止、ライフライン確保</p> <p>第1節 公共施設応急対策</p> <p>第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設等）</p> <p>市は、大阪府等関係機関と連携し、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。</p> <p><u>国は、応急復旧資機材の確保や貸与等による大阪府及び市町村への支援を推進するものとする。</u></p> <p>特に、人命に関わる重要施設に・・・（以下、略）</p> <p>1 被災した公共土木施設等・危険箇所の点検、応急措置</p> <p>(1) 市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、<u>施設が被災した場合は関係機関に報告する。また、被災施設や危険箇所に対する点検を行い、必要に応じ、応急措置を行う。</u></p> <p>なお、<u>土砂災害警戒区域等</u>について、市は、災害の範囲が著しく拡大し、市では対処できないと判断した時は、大阪府に斜面判定士の派遣を要請し、大阪府は市の要請に基づき、N P O 法人大阪府砂防ボランティア協会に対し、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は要請を請け、二次災害防止のために、土砂災害危険箇所の点検・巡視を行う。</p> <p>(2) <u>風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、市は大阪府と連携し、森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。</u></p>
-------------	--	--

p158	<p>第8章 二次災害防止、ライフライン確保</p> <p>第2節 民間建築物等応急対策</p> <p>関係機関は、建築物の倒壊、<u>有害物質</u>の漏洩、<u>アスベスト</u>の飛散などに備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。</p>	<p>第8章 二次災害防止、ライフライン確保</p> <p>第2節 民間建築物等応急対策</p> <p>関係機関は、建築物の倒壊、<u>危険物</u>の漏洩、<u>放射性有害物質</u>の飛散、<u>被災文化財の被害拡大等</u>に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境監視等の二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。</p>
p160	<p>第8章 二次災害防止、ライフライン確保</p> <p>第3節 ライフライン・放送の確保</p> <p>第1 被害状況の報告</p> <p>2 各水道事業（用水供給）体、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社及び西日本<u>電信電話</u>株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、大阪府に報告する。なお、本市域に被害が生じる場合については、市にも報告する。</p>	<p>第8章 二次災害防止、ライフライン確保</p> <p>第3節 ライフライン・放送の確保</p> <p>第1 被害状況の報告</p> <p>2 各水道事業（用水供給）体、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社及び<u>NTT</u>西日本株式会社（<u>関西支店</u>）、<u>株式会社NTTドコモ（関西支社）</u>は、サービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、大阪府に報告する。なお、本市域に被害が生じる場合については、市にも報告する。</p>
p162	<p>第2 ライフライン事業者における対応</p> <p>5 電気通信（西日本<u>電信電話</u>株式会社（<u>関西支店</u>）、KDDI株式会社（<u>関西総支社</u>）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）</p> <p>エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講じる（西日本<u>電信電話</u>株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。</p>	<p>第2 ライフライン事業者における対応</p> <p>5 電気通信（<u>NTT</u>西日本株式会社（<u>関西支店</u>）、<u>株式会社NTTドコモ（関西支社）</u>、KDDI株式会社（<u>関西総支社</u>）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）</p> <p>エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講じる（<u>NTT</u>西日本株式会社（<u>関西支店</u>））。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。</p>
p165	<p>第9章 被災者の生活支援</p> <p>第1節 支援体制</p> <p>大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。</p>	<p>第9章 被災者の生活支援</p> <p>第1節 支援体制</p> <p>大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細</u></p>

		<p style="color: red;"><u>やかな支援を継続的に実施する取組) 等、</u>長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。</p>
p166	<p>[災害応急対策] 第9章 被災者の生活支援 第2節 住民等からの問い合わせ 市及び大阪府は、必要に応じ、・・・(中略)・・・、情報収集・整理・発信を行う。 また、被災者の安否・・・(以下、略)</p>	<p>[災害応急対策] 第9章 被災者の生活支援 第2節 住民等からの問い合わせ 市及び大阪府は、必要に応じ、・・・(中略)・・・、情報収集・整理・発信を行う。</p> <p style="color: red;"><u>国は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u></p> <p>また、被災者の安否・・・(以下、略)</p>
p168	<p>第9章 被災者の生活支援 第3節 災害救助法の適用 第3 救助の内容 法に基づく救助の種類は、次のとおりである。ただし、(1)のうち応急仮設住宅の供与、(6)及び(7)については大阪府が実施し、その他については、市が大阪府の委任を受けて実施する。 (以下、略) (1) <u>受け入れ施設</u> (応急仮設住宅<u>を含む</u>) の供与 <u>(新設)</u> (6) 被災住宅の応急修理 (7)～(11)</p>	<p>第9章 被災者の生活支援 第3節 災害救助法の適用 第3 救助の内容 法に基づく救助の種類は、次のとおりである。ただし、(1)のうち応急仮設住宅の供与、(7)及び(8)については大阪府が実施し、その他については、市が大阪府の委任を受けて実施する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(1) <u>避難所及び</u>応急仮設住宅の供与 <u>(6) 福祉サービスの提供</u> (7) <u>被災した</u>住宅の応急修理 (8)～(12)</p>
p169	<p>第9章 被災者の生活支援 第4節 緊急物資の供給 市及び大阪府は、・・・(中略)・・・に留意するものとする。また、指定避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も・・・(中略)・・・の違いに配慮</p>	<p>第9章 被災者の生活支援 第4節 緊急物資の供給 市及び大阪府は、・・・(中略)・・・に留意するものとする。また、指定避難所における感染症拡大防止に必要な物資<u>や家庭動物の飼養に関する資材</u>をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も、</p>

	<p>する。</p> <p>被災者の中でも、・・・（中略）・・・が供給されるよう努める。</p> <p>市及び大阪府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>なお、市は大阪府に・・・（以下、略）</p>	<p>・・・（中略）・・・の違いへの配慮に努める。</p> <p>被災者の中でも、・・・（中略）・・・が供給されるよう努める。</p> <p>市及び大阪府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、<u>国土交通省</u>、総務省、消防庁〕又は非常災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>なお、市は大阪府に・・・（以下、略）</p>
p173	<p>第9章 被災者の生活支援</p> <p>第6節 住宅の応急確保</p> <p>市及び大阪府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、・・・（以下、略）</p>	<p>第9章 被災者の生活支援</p> <p>第6節 住宅の応急確保</p> <p>市及び大阪府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、・・・（以下、略）</p>
p174	<p>第5 公共住宅への一時入居</p> <p>市及び大阪府は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・UR都市機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。</p>	<p>第5 公共住宅への一時入居</p> <p>市及び大阪府は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、<u>合同宿舎</u>(※)、府・市営住宅、住宅供給公社・UR都市機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。<u>(※国有財産法第22条)</u></p>
p175	<p>第9章 被災者の生活支援</p> <p>第7節 自発的支援の受入れ</p> <p>第1 ボランティアの受入れ</p> <p>1 市、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、貝塚市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、N P O・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援やこれらの</p>	<p>第9章 被災者の生活支援</p> <p>第7節 自発的支援の受入れ</p> <p>第1 ボランティアの受入れ</p> <p>1 市、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、貝塚市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、N P O・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、<u>災害</u>中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援やこれら</p>

p175	<p>異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。市及び大阪府は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。</p> <p>これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p> <p>2 大阪府社会福祉協議会 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>の異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。市及び大阪府は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。</p> <p>これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、男女双方の視点を考慮するなど、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</p> <p>2 大阪府社会福祉協議会 (略)</p> <p>3 災害中間支援組織 (おおさか災害支援ネットワーク) <u>大阪府、大阪府社会福祉協議会等と共有した情報をボランティア団体等へ提供</u></p> <p><u>専門的な技能等を持つボランティア団体等からのボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口等の情報提供、活動支援や活動調整等を行う。</u></p>
p178	<p>[災害応急対策]</p> <p>第10章 社会環境の確保</p> <p>第1節 保健衛生活動</p> <p>市は、大阪府の指導のもと、感染症、食中毒の予防及び被災者的心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第1 防疫活動</p> <p>市は、・・・(以下、中略)・・・防疫活動を実施する。</p> <p>また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、・・・(以下、略)</p>	<p>[災害応急対策]</p> <p>第10章 社会環境の確保</p> <p>第1節 保健衛生活動</p> <p>市は、大阪府の指導のもと、感染症、食中毒の予防及び被災者的心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、福祉的な支援を実施するなど必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第1 防疫活動</p> <p>市は、・・・(以下、中略)・・・防疫活動を実施する。</p> <p>また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、・・・(以下、略)</p>

	<p>第3 被災者の健康維持活動</p> <p>市及び大阪府は、相互に連携し、被災者の健康状態及び栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、特に、・・・(以下、略)</p> <p>1 巡回相談等の実施</p> <p>(1) 被災者の<u>健康管理や生活環境の整備を行なう</u>ため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。</p> <p>その際、女性相談員も配置するよう配慮する。</p> <p>(2) 被災者の栄養状況を把握し、・・・(以下、略)</p> <p>(3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。</p> <p>(4) 大阪府（保健所）は、保健、医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市に助言する。</p> <p>2 心の健康相談等の実施</p> <p>(1) 災害による心的外傷後ストレス障害（P T S D）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。</p> <p>その際、女性相談員も配置するよう配慮する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第3 被災者の健康維持活動・災害関連死の防止</p> <p>市及び大阪府は、相互に連携し、被災者の健康状態及び栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持・<u>災害関連死の防止</u>に必要な活動を実施する。特に、・・・(以下、略)</p> <p>1 巡回相談等の実施</p> <p>(1) 被災者の<u>生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防</u>のため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施し、<u>健康管理や生活環境の整備を図る</u>。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。<u>また、応援派遣を受けた保健師等との連携に努める</u>。さらに、巡回健康相談等による健康状況の把握により、<u>支援が必要な被災者については、医療機関（医療救護班）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携した支援に努める</u>。</p> <p>(2) 被災者の栄養状況を把握し、・・・(以下、略)</p> <p>(3) 高度医療等を要する在宅療養者を把握し、適切な<u>保健指導や必要に応じた医療機関等への受診の助言等</u>を行う。</p> <p>(4) <u>持病等が悪化し、災害関連死に至ることがないよう、医療的ケア等のニーズを把握し、速やかに医療につなげるよう努めるものとする</u>。</p> <p>(5) 大阪府（保健所）は、保健、医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市に助言する。</p> <p>2 心の健康相談等の実施</p> <p>(1) 災害による心的外傷後ストレス障害（P T S D）、生活の激変による依存症等に対応するため、<u>精神保健福祉センター等に</u>心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。</p> <p>(2) (略)</p>
p179		

p179

(新設)

p179

第4 保健衛生活動における連携体制

(新設)

(新設)

市及び大阪府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第5 動物保護等の実施

1 被災地域における動物の保護・収容

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は大阪府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。

p180

3 災害関連死の防止

大規模災害において、避難所や在宅避難時に多くの方が関連死で亡くなる恐れが大きいことから、長期化する避難生活により、持病等が悪化し、災害関連死に至ることがないよう、医療的ケア等のニーズを把握し、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築することにより、速やかに医療につなげよう努めるものとする。

第4 保健衛生活動における連携体制

1 大阪府は、必要に応じ、被災市域における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努め、大阪府での対処が困難になった場合は、厚生労働省に対し応援職員の派遣を要請する。市での対処が困難になった場合は、市は大阪府に対し、保健師等の応援職員の派遣を要請する。

また、大阪府の保健医療調整本部及び府内保健所の指揮調整機能等が困難となる場合には、厚生労働省に対し、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の派遣を要請する。

2 市及び大阪府は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請するものとする。

3 市及び大阪府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制や設備等の整備、災害対応マニュアルの整備・充実及び保健師等に対する研修・訓練の実施等により災害時の体制整備に努める。

第5 動物保護等の実施

1 被災地域における動物の保護・収容

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は大阪府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。

p180	<p>2 指定避難所における動物の適正な飼育 市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>また、市及び大阪府は、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、大阪府獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 指定避難所における動物の適正な飼育</p> <p>(1) 市は、<u>大阪府の協力を得て</u>、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、<u>動物伝染病予防上必要な措置を行なう</u>など、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(2) 大阪府は、<u>市域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等のほか、指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等について市との連絡調整及び支援を行う。また、他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。</u></p>
p181	<p>第10章 社会環境の確保 第2節 廃棄物の処理 第1 し尿処理</p> <p>1 初期対応 (3) 市は、避難者の生活に支障が生じることのないように、要配慮者に配慮しつつ、汲取車両が進入できる箇所へ速やかに仮設トイレを設置する。</p> <p>第2 ごみ処理</p> <p>2 処理活動 (2) 必要に応じて、仮置場及び一時保管場所を設置する。 (4) 市は、殺虫剤、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場一時保管場所における衛生状態を保つ。</p>	<p>第10章 社会環境の確保 第2節 廃棄物の処理 第1 し尿処理</p> <p>1 初期対応 (3) 市は、避難者の生活に支障が生じることのないように、要配慮者に配慮しつつ、汲取車両の進入などを考慮し、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを速やかに設置するとともに、簡易トイレ、組立式洋式トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第2 ごみ処理</p> <p>2 処理活動 (2) 必要に応じて、仮置場等を設置する。 (4) 市は、殺虫剤、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場等における衛生状態を保つ。</p>

p183	<p>第10章 社会環境の確保</p> <p>第3節 遺体対策</p> <p>市、大阪府警察及び岸和田海上保安署は、遺体対策について、必要な措置をとるものとする。</p> <p>1 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、貝塚警察署による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することができないように留意する。</p> <p>2 身元不明の遺体については、貝塚警察署その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。</p>	<p>第10章 社会環境の確保</p> <p>第3節 遺体対策</p> <p>市、大阪府警察及び<u>第五管区海上保安本部</u>岸和田海上保安署は、遺体対策について、必要な措置をとるものとする。</p> <p><u>大阪府は、市の要請により、大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村との調整、他府県への応援要請を行う。</u></p> <p>1 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、<u>大阪府警察（貝塚警察署）</u>による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することができないように留意する。</p> <p>2 身元不明の遺体については、<u>大阪府警察（貝塚警察署）</u>その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。<u>また、医師会、歯科医師会等との連携を進める。</u></p>
p197	<p>[事故等災害応急対策]</p> <p>第5節 海上災害応急対策</p> <p>第1 事故発生時における応急措置</p> <p>4 消火対策等 <u>(新設)</u></p> <p><u>(項目の新設)</u></p> <p>市及び岸和田海上保安署は、速やかに沿岸部の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。</p>	<p>[事故等災害応急対策]</p> <p>第5節 海上災害応急対策</p> <p>第1 事故発生時における応急措置</p> <p>4 消火対策等 <u>(1) 海面及び事故船舶の火災</u></p> <p><u>市及び第五管区海上保安本部岸和田海上保安署は、大規模な海上災害の発生に備え、業務協定等により連携して消火活動を行うための体制の整備に努めるとともに、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。</u></p> <p><u>(2) 沿岸部の火災</u></p> <p><u>市及び第五管区海上保安本部岸和田海上保安署は、速やかに沿岸部の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。</u></p>
	<p>[災害復旧・復興対策]</p> <p>第1章 災害復旧対策</p>	<p>[災害復旧・復興対策]</p> <p>第1章 災害復旧対策</p>

p199	<p>第1節 復旧事業の推進</p> <p>市、大阪府をはじめ・・・（中略）・・・を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</p> <p>なお、・・・（以下、略）</p>	<p>第1節 復旧事業の推進</p> <p>市、大阪府をはじめ・・・（中略）・・・を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</p> <p>なお、・・・（以下、略）</p>
p201	<p>[災害復旧・復興対策]</p> <p>第1章 災害復旧対策</p> <p>第2節 被災者の生活再建等の支援</p> <p>市及び大阪府は、・・・（中略）・・・を行うものとする。</p> <p>市及び大阪府は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p>	<p>[災害復旧・復興対策]</p> <p>第1章 災害復旧対策</p> <p>第2節 被災者の生活再建等の支援</p> <p>市及び大阪府は、・・・（中略）・・・を行うものとする。</p> <p>市及び大阪府は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p>
p204	<p>第6 権災証明書の交付</p> <p>市は、災害の・・・（中略）・・・により実施するものとする。</p> <p>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p>	<p>第6 権災証明書の交付</p> <p>市は、災害の・・・（中略）・・・により実施するものとする。</p> <p>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>
p208	<p>第1章 災害復旧対策</p> <p>第5節 ライフライン等の復旧</p> <p>災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。</p>	<p>第1章 災害復旧対策</p> <p>第5節 ライフライン等の復旧</p> <p>災害発生後の日常生活の・・・（中略）・・・復旧を目指す。</p> <p><u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p>

p210	<p>7 放送（日本放送協会、民間放送事業者） (1) 復旧計画 ア 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、・・・（以下、略）</p>	<p>7 放送（日本放送協会、民間放送事業者） (1) 復旧計画 ア 被災した施設及び設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、・・・（以下、略）</p>
p217	<p>[付編2：南海トラフ地震防災対策推進計画] 第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 第1 南海トラフ地震臨時情報について 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。</p>	<p>[付編2：南海トラフ地震防災対策推進計画] 第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 第1 南海トラフ地震臨時情報について 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された気象庁マグニチュード6.8以上の地震が発生、または南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等に、大規模地震発生との関連性について調査を開始又は調査を継続している旨を知らせる南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。 また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。</p>
p218	<p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価された場合に発表</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50Km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表</p>	<p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード(※)8.0以上の地震が発生したと評価された場合に発表</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード(※)7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50Km程度までの範囲でモーメントマグニチュード(※)7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりがと発生したと評価した場合に発表</p>

	<p>3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） 上記 1、2 のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表</p>	<p>3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） 上記 1、2 のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表</p> <p>※ 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間をするため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。</p>
p218	<p>第 2 防災対応について</p> <p>市、大阪府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第 2 防災対応について</p> <p>市、大阪府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。</p> <p><u>実際に臨時情報が発表された場合には、住民等が混乱しないよう、市、大阪府をはじめ防災関係機関は適切な呼びかけを行う。特に市及び大阪府は連携して、津波浸水被害想定区域や土砂災害の恐れのある地域の住民等に対する丁寧な呼びかけを行う。</u></p>
	<p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM 8.0 以上の地震の発生から 1 週間（当該地震発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行<u>う</u>。（以下、略）</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM 7.0 以上 M 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 Km 程度までの範囲でM 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み</p>	<p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における<u>モーメントマグニチュード</u> 8.0 以上の地震の発生から 1 週間（当該地震発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。（以下、略）</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における<u>モーメントマグニチュード</u> 7.0 以上 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 Km 程度までの範囲で<u>モーメントマグニチュード</u></p>

	<p>込みに伴う震源が深い地震は除く)の発生から1週間、若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。</p> <p>(1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の決め、家庭等における備蓄の確認等）</p> <p>(2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検</p>	<p>7. 0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)の発生から1週間、若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され1週間経過した後の1週間</u>、以下の措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。</p> <p>(1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の決め、家庭等における備蓄の確認等）</p> <p>(2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検</p>
p219	<p>第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について</p> <p>1 伝達情報及び系統</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意付図（略）</p> <p>2 伝達事項</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意の内容</p>	<p>第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について</p> <p>1 伝達情報及び系統</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意<u>調査終了</u>付図（略）</p> <p>2 伝達事項</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意<u>調査終了</u>）の内容</p>
	「昭和△年」、「平成△年」、「令和△年」	「昭和△年 <u>(19XX年)</u> 」、「平成△年 <u>(20XX年)</u> 」、「令和△年 <u>(20XX年)</u> 」
	「西日本電信電話株式会社」、「西日本電信電話株式会社等」	<u>NTT西日本株式会社(関西支店)、株式会社NTTドコモ(関西支社)</u>
	「岸和田海上保安署」	<u>第五管区海上保安本部岸和田海上保安署</u>
	「貝塚警察署」	<u>大阪府警察(貝塚警察署)</u>